

## 認知症訪問支援サービスの概要

### 1. 目的

特に問題行動等が見受けられる認知症高齢者等の在宅での生活を継続するために必要な援助であって、介護給付の訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（以下、訪問介護等という。）では給付対象外のサービス行為について、訪問介護等と併せて市町村特別給付の認知症訪問支援サービスを提供することにより、当該者の在宅生活の継続および認知症高齢者等を抱える家族（介護者）の負担軽減を図る。

### 2. 対象者

訪問介護等の利用者であって、主治医意見書または認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」が、Ⅱ a 以上である者。

### 3. 対象となるサービスおよび問題行動等

#### ① 不穏の解消

訪問介護等の提供時に、認知症による心理症状等によりサービスの提供が困難となる場合に、本人の気分を落ち着かせるために要した時間について給付対象とする。

#### ② 搜索等

訪問介護等の提供のために訪問した際に、徘徊により本人がいない場合や、鍵がかかって家に入れない場合に、徘徊の搜索や家族・ケアマネジャー等と連絡を取るために要した時間について給付対象とする。

#### ③ 介護者不在時等の見守り

常に見守りが必要な状態の者で、介護者である家族が外出により不在となる場合や、在宅中であっても介護者による見守りが困難な場合に、訪問介護員による見守りにかかる時間を給付対象とする。

#### ④ 外出時の同行支援

常に見守りが必要な状態の者で、通院等の外出介助を介護者である家族が行う場合に、訪問介護員が同行し、当該外出介助に係る家族の不安の解消等のためにかかる時間を給付対象とする。

※ ①において、不穏の解消のために行う散歩については、訪問介護（身体介護）の対象となるので、本サービスの利用は不可。

### 4. サービス提供事業者

介護保険の訪問介護の指定事業者であって、市の登録を受けた事業者。

## 5. 支給限度

1月間につき10時間までを給付の対象とする。

なお、居宅サービスの区分支給限度額には含まれない。

## 6. 報酬額

下記単位数表の単位に10円を乗じて得た額。消費税相当額(10%)含む。

所要時間	対象サービス	
	①不穩の解消 ②搜索等 ③介護者不在時等の見守り	④外出時の同行支援
	単位数	単位数
15分以下	73単位	149単位
15分を超え30分以下	146単位	298単位
30分を超え45分以下	219単位	447単位
45分を超え1時間以下	292単位	596単位
1時間を超え1時間15分以下	365単位	745単位
1時間15分を超え1時間30分以下	438単位	894単位
1時間30分を超え1時間45分以下	511単位	1043単位
1時間45分を超え2時間以下	584単位	1192単位
2時間を超え2時間15分以下	657単位	1341単位
2時間15分を超え2時間30分以下	730単位	1490単位
2時間30分を超え2時間45分以下	803単位	1639単位
2時間45分を超え3時間以下	876単位	1788単位
3時間を超え3時間15分以下	949単位	1937単位
3時間15分を超え3時間30分以下	1022単位	2086単位
3時間30分を超え3時間45分以下	1095単位	2235単位
3時間45分を超え4時間以下	1168単位	2384単位
4時間を超え4時間15分以下	1241単位	2533単位
4時間15分を超え4時間30分以下	1314単位	2682単位
4時間30分を超え4時間45分以下	1387単位	2831単位
4時間45分を超え5時間以下	1460単位	2980単位
5時間を超え5時間15分以下	1533単位	3129単位
5時間15分を超え5時間30分以下	1606単位	3278単位
5時間30分を超え5時間45分以下	1679単位	3427単位
5時間45分を超え6時間以下	1752単位	3576単位
6時間を超え6時間15分以下	1825単位	3725単位
6時間15分を超え6時間30分以下	1898単位	3874単位
6時間30分を超え6時間45分以下	1971単位	4023単位
6時間45分を超え7時間以下	2044単位	4172単位

7時間を超え7時間15分以下	2117単位	4321単位
7時間15分を超え7時間30分以下	2190単位	4470単位
7時間30分を超え7時間45分以下	2263単位	4619単位
7時間45分を超え8時間以下	2336単位	4768単位
8時間を超え8時間15分以下	2409単位	4917単位
8時間15分を超え8時間30分以下	2482単位	5066単位
8時間30分を超え8時間45分以下	2555単位	5215単位
8時間45分を超え9時間以下	2628単位	5364単位
9時間を超え9時間15分以下	2701単位	5513単位
9時間15分を超え9時間30分以下	2774単位	5662単位
9時間30分を超え9時間45分以下	2847単位	5811単位
9時間45分を超え10時間以下	2920単位	5960単位

例1) 1回の訪問で30分の「②検索等」サービスを提供した場合、「15分を超え30分以下」で報酬額は1,460円となる。

例2) 1回の訪問で10分の「①不穩の解消」サービスを月に3回提供した場合、合計の時間は30分となるが、この場合「15分以下」が3回となり、730円×3回で報酬額は2,190円となる。

例3) 1回の訪問で30分の「③介護者不在時等の見守り」サービスを提供し、引続き1時間50分の「④外出時の同行支援」サービスを提供した場合、③は「15分を超え30分以下」で報酬額は1,460円で、④は「1時間45分を超え2時間以下」で報酬額は11,920円となる。

## 7. 給付額・給付の方法

- ・報酬額の100分の90（65歳以上で一定以上の所得のある人は、100分の80または100分の70）を支給。
- ・報酬額から給付額を減じた額は自己負担とする。
- ・受領委任払いを原則とする。

## 8. サービスの利用方法

- ・当該サービスが必要な利用者のケアマネジャーは、当該サービスを提供する訪問介護事業者と連携し、居宅サービス計画に位置づける。  
(認知症訪問支援サービスの提供が可能な事業者は、市の登録を受けた訪問介護事業者のみとなるので、事前に確認しておく必要あり。)
- ・当該サービスの提供依頼を受けた訪問介護事業者は、利用者等に対し、当該サービスに係る重要事項等の説明を行い、契約を交わす。

- ・訪問介護事業者は、居宅サービス計画に基づき、当該サービスについても訪問介護計画に位置づけた上で、サービスを提供する。
- ・不穏や徘徊等は常に発生するものとは限らないことから、事前に居宅サービス計画および訪問介護計画に位置づけた上で、実際に訪問介護提供時に当該サービスが必要となった場合、訪問介護事業者はその都度、ケアマネジャーに連絡する。

## 9. その他

- ・訪問介護事業者は、当該サービスを提供した際には、提供日・内容について、利用者の居宅サービス計画等を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。なお、訪問介護に係る事項について記載する書面に併せて記載する場合は、その区別ができるよう記載する。
- ・訪問介護事業者は、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。なお、訪問介護に係る事項について記録する書面に併せて記録する場合は、その区別ができるよう記載する。
- ・利用者から当該サービスの提供に要した費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付する。その際、訪問介護その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載する。